

令和6・7年度 白浜町水道事業物品入札等参加者登録要領

令和6・7年度において、白浜町水道事業が発注する物品購入及び役務、委託（建設工事に伴う役務又は委託を除く。）等の入札に参加を希望される方は、次により申請書を提出（令和6年2月15日から令和8年3月19日まで随時受付）してください。

なお、資格の有効期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までとなります。

1. 申請者の資格について

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げる事実該当した後、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 申請年の申請日を基準として同種の営業を引き続き1年以上営んでいる者であること。（組織変更、合併等の事情により同様と認められるものを含む。）
- (4) 白浜町税及び国税に未納がない者であること。
- (5) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (7) 申請者、申請者の役員等（法人の役員、支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者並びに個人の事業主及び支配人又は、法人の業務を執行する法的な権限はないものの、会長、相談役、顧問等の名称を有する者若しくは、一定の比率（5%）以上の株式を保有する株主若しくは一定の比率（5%）以上の出資をしている者で法人に対する実質的な支配力を有すると認められるものをいう。）、使用人及び法定代理人が、白浜町暴力団排除条例（平成23年白浜町条例第15号）第2条に定める暴力団員等である者又は同条例第6条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 営業許可等を必要とするものについては当該許可等を有する者であること。

2. 営業種目

別紙営業種目一覧表による。

3. 申請書の書式及び提出部数

- (1) 書式及び添付書類
 - ① 書式
「物品入札等参加者登録申請書」を使用してください。
 - ② 添付書類
別紙申請書類一覧（チェックリスト）をご参照ください。
- (2) 提出部数 1部
- (3) その他
 - ・書類は、白浜町ホームページ（<http://www.town.shirahama.lg.jp/>）よりダウンロードしてください。
 - ・添付書類の各種証明書（写し可）は、申請日から3箇月以内に発行されたものに限りします。

4. 申請書類の提出方法

「持参」又は「郵送」により提出してください。

(1) 持参による提出

受付期間	令和6年2月15日（木）～令和8年3月19日（木） ※受付時間：午前8時30分～午後5時15分 ※土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。
受付場所	白浜町役場 上下水道課 業務係
その他	・申請書類の内容について質問に答えられる方が持参してください。 ・申請書類に不備等がある場合は受付を完了することができません。すべての書類を一旦返却し、再度持参又は郵送により申請していただくこととなります。

(2) 郵送による提出

受付期間	令和6年2月15日（木）～令和8年3月19日（木） ※令和8年3月19日までの消印有効とします。
提出先	〒649-2331 和歌山県西牟婁郡白浜町平956番地 白浜町役場 上下水道課業務係 宛て ※封筒の表に「令和6・7年度白浜町水道事業物品入札等参加者登録申請書類在中」と朱書きしてください。
その他	・郵便物の未到着等のトラブル防止のため、原則として、 <u>書留郵便等配送状況が確認できる方法</u> での郵便をお願いします。なお、未到着等のトラブルにつきましては、当町において一切責任を負いませんのでご了承ください。 ・申請書類に不備等がある場合は受付を完了することができません。その場合、申請書記載の担当者にお電話にてご連絡いたしますので、不備等の補正を行っていただき、補正後に受付となります。

(3) 受付票（受領書）

持参による提出	受付完了時に、受付票（受領書）を希望する方はご用意ください。
郵送による提出	受付票（受領書）を希望する方はご用意ください。 希望される方は切手を貼った返信用封筒を添付してください。

(4) その他

申請書類をA4版に揃え、申請書類一覧(チェックリスト)の番号順に並べて提出してください。
なお、ファイル綴じは不要です。

5. 提出後の変更

申請書提出後、申請書の記載事項に変更があったときは、その都度「物品入札等参加者登録申請書変更届」に必要な書類を添付し提出してください。

6. その他

- (1) この申請に基づく審査の結果、資格を有すると認めた場合は、白浜町水道事業物品入札等参加者登録名簿に登録します。
- (2) 登録されても全員が必ず入札に参加できるということではありません。
- (3) 不当な行為等があった場合は、資格の有効期間途中であっても登録を抹消することがあります。

7. 問い合わせ先

白浜町役場 上下水道課業務係

〒649-2331 和歌山県西牟婁郡白浜町平956番地

電話 0739-45-2000 (直通)